法律の現場から 167

新型コロナと司法試験2

弁護士　村上　光平

新型コロナウイルスが、いまだ様々な分野で影響を与え続けています。そんな中、5月の実施が延期にされていた司法試験が、8月12日から実施されます。

司法試験は1年に1度だけ行われる試験で、この試験のためにたくさんの受験生が必死に準備をします。受験資格を得てから原則5年しか受けることができない試験であり、受験機会を1度逃すことは、その人の人生を大きく左右します。延期されたとはいえ、今年の司法試験も実施がされることとなり、法曹の先輩としては一安心しました。

しかし、試験の運営にはまだ課題があります。発表された運営方法によると、当日感染疑いのある受験生の受験を認めないことがあり、仮に感染疑いで受験ができなかったとしても、特段の救済措置が設けられていません。当日の会場での感染対策はもちろん必要ですが、なんとか受験機会を平等に与えられるよう、工夫をお願いしたい今日この頃です。

生活に関わるお悩み、気軽にご相談ください
「くらし支える相談センター」052-916-7702
平日13時～17時